

鈴鹿市公告第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、国土交通大臣から都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該都市計画事業の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年1月15日

鈴鹿市長　末　松　則　子

1　都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画道路事業　　3・3・91号　北勢バイパス

2　縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課